

令和 7 年度「障害者福祉のしおり」広告募集要領

(趣旨)

第 1 この要領は、「障害者福祉のしおり」への広告掲載の募集に関して、名古屋市広告掲載要綱（以下「市要綱」という。）、名古屋市健康福祉局広告掲載要綱（以下「局要綱」という。）及び名古屋市健康福祉局広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第 2 「障害者福祉のしおり」の概要は以下のとおりである。

- (1) 名 称：「障害者福祉のしおり 令和 7 年度版」
- (2) 編集発行：名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
- (3) 内 容：名古屋市内在住の障害者及びその家族の方が利用できる福祉サービスの概要と問い合わせ先等を紹介する冊子
- (4) 規 格：A 4 判、約 120 ページ
- (5) 発行部数：約 30,000 部
- (6) 発行時期：令和 7 年 7 月発行（予定）
- (7) 配布期間：令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月（予定）
- (8) 主な配布窓口：名古屋市役所、各区役所・支所、保健センター

(募集する広告枠)

第 3 募集する広告枠等は以下のとおりとする。

- (1) 掲載面等 冊子の最終ページ（裏表紙を除く）。裏表紙側より順に前へ広告掲載料の額の多寡及び申込順に掲載する。
- (2) スペース 1 枠あたり 1 ページの $1/2$ （A 4・ $1/2$ スペース）
- (3) 募集枠数 12 枠
- (4) 色 数 1 色（黒色）
- (5) 広告掲載料 1 枠あたり 50,400 円以上
- (6) 入稿形態 完全データにて入稿のこと
- (7) そ の 他 広告の下欄外に「この広告の内容に関する責任は広告主に帰属します。本市が推奨等するものではありません。」と表示するものとする。

(広告の範囲)

第 4 掲載基準第 2 条及び第 3 条に該当するものは掲載しない。

(申込方法)

第 5 広告掲載を希望する事業者等は、「障害者福祉のしおり広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、下記の申込先まで持参、郵送又は電子メールで送付する。なお、郵送又は電子メールにより送付する場合は、確認のため、事前又は事後に下記の申込先まで電話により連絡するものとする。

【申込先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

(電話番号) 052-972-2585 (メールアドレス) a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

【申込締切】

令和7年4月11日(金)午後5時まで(郵送の場合は4月11日(金)必着)

(広告の選定方法及び掲載手続き)

- 第6 内容を審査し、掲載の可否を決定する。審査を行うにあたり、愛知県警察本部に対し「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除措置対象法人等であるか否かの照会を行う。
- 2 募集枠数を超える場合は、広告掲載料の額の多寡により決定する。但し、提示金額が同額の場合は抽選により決定する。
- 3 第1項及び前項の規定により広告掲載が決定した場合は、広告掲載決定(却下)通知書を交付する。その後、広告掲載決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)と広告掲載に関する契約を締結する。

(その他)

- 第7 広告の内容、デザイン(以下「広告の内容等」という。)が、この要領、市要綱、局要綱及び掲載基準に違反していると認められる場合は、期限を定めて広告の内容等の改善を求めるものとする。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、広告の掲載を取り止めることがある。
- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
 - (2) 指定した期日までに広告掲載の原稿の提出が行われない場合
 - (3) 前項の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
 - (4) 広告掲載決定後に、掲載基準第2条及び第3条に該当することとなった場合
 - (5) その他、広告掲載が不適当と判断した場合
- 3 広告主は、冊子の印刷発注前に限り、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。
- 4 第2項により広告の掲載を取り止め又は前項により広告の掲載を取り下げた場合においても、すでに納付済みの広告掲載料の返還は行わない。また、その時点で広告掲載料を納付していない場合は、速やかに納付するものとする。
- 5 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を返還する。但し、広告掲載料に利子は付さない。
- 6 その他、広告掲載に関しては、本市職員の指示に従うこと。